

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年 3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県水道局管理規程第 1 号

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任) 第 3 条 略	(委任) 第 3 条 別表第 1 に掲げる事項に係る権限は、所長に委任する。
(専決) 第 4 条 略	(専決) 第 4 条 所長は、別表第 2 に掲げる事項を専決するものとする。 2 場長は、別表第 3 に掲げる事項を専決するものとする。
別表第 1（第 3 条、第 5 条関係） 1～14 略 15 所管工事に係る総合評価競争入札における <u>評価値</u> の決定 16～25 略	別表第 1（第 3 条、第 5 条関係） 1～14 略 15 所管工事に係る総合評価競争入札における <u>落札者</u> の決定 16～25 略
別表第 2（第 4 条関係） 1～7 略 <u>8 所属職員の時間外勤務代休時間の指定</u> <u>9～31</u> 略	別表第 2（第 4 条関係） 1～7 略 <u>8～30</u> 略
別表第 3（第 4 条関係） 1～5 略 <u>6 場長及び所属職員の時間外勤務代休時間の指定</u> <u>7～10</u> 略	別表第 3（第 4 条関係） 1～5 略 <u>6～9</u> 略

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。